

弁護士は社会のために 弁護士会は会員と社会のために

会長就任に当たっての抱負や、
弁護士会の運営に向けて
大切にしたいこと

基本を大切にしたいと思っています。「弁護士は社会のために。弁護士会は会員と社会のために。」という基本をスローガンとして掲げます。弁護士法において、弁護士以外は原則、法律事務を取り扱うことができないことが定められています。これは、弁護士には大きな社会的責任が伴うということです。司法制度改革の議論が盛んだった当時、当会意見書の策定準備の中で感じたのは、弁護士の職責の多くは市場原理に馴染まないということです。

ですから、利用者がどの弁護士に依頼しても法的サービスの最低限の水準が確保されるよう、弁護士と弁護士会には自律的に倫理的・技術的な質を確保していくことが求められます。

また、弁護士は、単に職業の一つというにとどまらず、公益活動の実践を伴う「プロフェッション」であり、弁護士と弁護士会は全ての人が安らかに生活を送るために不可欠な社会基盤だと考えています。ここでいう公益活動とは会務に限ったものではなく、会の外

での活動でも、弁護士一人ひとりが「何が公益か」という気持ちを持つことが大切です。そして、そのような個々の弁護士の活動を支えるための基盤として、弁護士会が存在しています。弁護士会は、時として弁護士を見守って寄り添い、時として自主懲戒権によって厳しく監督することが求められます。

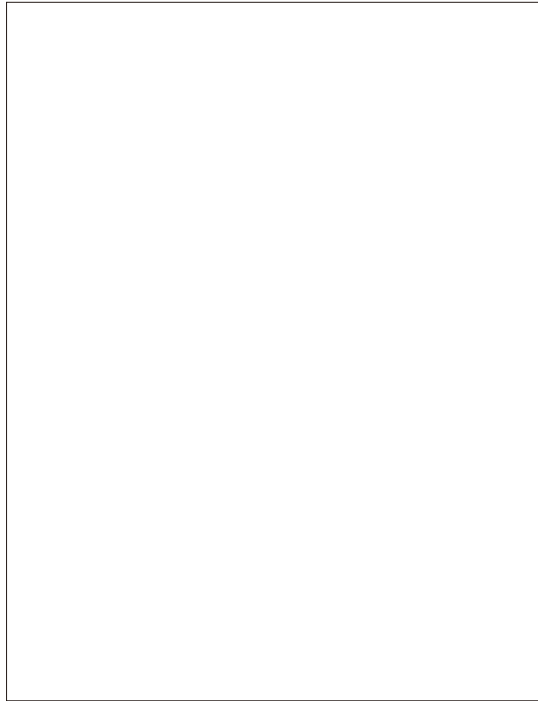
このように、社会全体から見た弁護士と弁護士会の位置付けを常に意識し、それぞれの弁護士が社会からの信頼を得られるように、自ら弁護士であることに誇りを持って活動していただけるようにしていきたいと思っています。そのような理念を実現

今期の執行部のメンバーは、全員が、同期や支部からの推薦を受けて集まりました。これまで互いに深い交流のなかったメンバーも多く、議論を

深めていく中で、お互いに気付かされることも多いです。それぞれ活動領域や事務所の所在地は様々であり、正に多様な業務実績や会務経験を有

「弁護士は何をしているのか。何ができるのか。」を、社会の皆様にもっと知っていただきたいと思っています。そして、当会会員が皆様のお役に立てるように、弁護士としての倫理的・技術的な質の確保に努めてまいります。

(聞き手 笠間・新倉 (新倉 武)



島崎友樹新会長

重点的に取り組みたい課題

していくためには、弁護士が個々の多様性を尊重しつつ、委員会活動や各種の議論の場などを通じ

て、会員同士でコミュニケーションを取っていくことが重要です。

する顔ぶれの執行部になったと思います。皆さんからの多様なご意見を十分

分に受け止めることのできる態勢ができました。

弁護士として大切にしていること

依頼者や当事者の抱えている事情は、千差万別です。目指すべき解決の在り方も、事案によって様々に異なり、画一的な処理ができることはありません。そのため、まずはしっかりと話を伺って、依頼者に誠実に丁寧に寄り添うことを心掛けてい

ます。何よりも依頼者の笑顔を見たいと願い、職人としての誇りをもって、これまで事件の解決に取り組んできました。また、民暴などの反社会的勢力を相手とする事案も扱い、必要とあれば、盾となる覚悟で活動してきました。

会員へのメッセージ

弁護士会は、会員にとって、自己目標達成のための増幅装置であると考えています。弁護士一人では実現できないことで、弁護士会を通じて、多くの仲間たちと研鑽し合うことで、成し遂げていくことが可能になります。

皆さんが誠実に元気に活躍できるように、今期執行部では、会員支援策を充実させていきたいと考えています。弁護士としての職責を全うするため、弁護士会を大いに活用してください。

県民の皆様へのメッセージ

「弁護士は何をしているのか。何ができるのか。」を、社会の皆様にもっと知っていただきたいと思っています。そして、当会会員が皆様のお役に立てるように、弁護士としての倫理的・技術的な質の確保に努めてまいります。

我々は、「身近で利用しやすい、頼りがいのある弁護士・弁護士会」でありたいと願い、これまでに、その実現を目指してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

(聞き手 笠間・新倉 (新倉 武)

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎ 045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

通常総会開催(予定)のお知らせ
日時 2023年6月8日(木)

神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

先日、ある業種の方の新規開業を祝った。長年の夢を追っての転職だという。開業届の提出に思いを込め、人生の「節目」を大切にその姿に感銘を受けた▼「節目」は、木材や竹の節目に由来し、物事の区切りを表す言葉として使われている。多くの節目を有する竹は、風雪に耐えて折れることなく成長を続ける。その意味で、「節目」を大切にすることは、更に先へと成長することに繋がるのだという▼なおこの「節目」、「ふしめ」と読むのが一般的だが、「せつもく」と読む場合、「ふしめ」よりも少し細かい区切りを意味するそう。将棋界の藤井聡太竜王がかつて通算50勝を達成した際に、それを「せつもくの数字」と表現して話題となった。識者たちはこれを、人生の大きな区切りではなく、あくまで一つの経過点に過ぎないという意味の発言であらうと分析した。王者の謙虚な姿勢である▼四月。入学や就職など、ここが人生の「ふしめ」となる人もいるであろうし、人事異動などで一つの「せつもく」になる人も多いだろう。当会も四月で年度が替わる。この「節目」に当たり、我々も改めて弁護士業務の基本を思い返し、前へと進んでいくことにしたい。

(新倉 武)

司法から見た神奈川の150年 第19回

都筑郡の嬰兒殺し 陪審裁判で無罪

1931年(昭和6年)10月19日、横浜地方裁判所は、都筑郡柿生村王禪寺で起きた嬰兒殺し事件の陪審裁判で、被告人Y女(55歳)に無罪判決を言い渡した。

東京毎日新聞は、1932年(昭和7年)8月31日から9月4日まで、「法廷だより」と題し、4回にわたってこの裁判を伝えた。

罪名は殺人罪。被告人は、養女(29歳)が甥と私通して妊娠したことを知るや、夫が長年地元の区長等の名誉職を歴任し、かつ同家は宗教をも

つて知られていることから、これを恥じらい、日夜その処置に苦慮していたところ、1931年(昭和6年)3月6日午後4時、養女が自宅で男児を出産するのに立ち会った際、嬰兒に付着した汚物を除去するか、嬰兒を取り上げて汚物を拭き取らなければ、嬰兒は窒息して死亡することを知悉しながら、嬰兒を汚物の付着したボロに俯せたまま放置した結果、嬰兒を汚物の吸入による窒息死に至らしめたというのが公訴事実の概要である。

罪状認否でY女は、殺

害の事実を否認した。裁判長に、「出産のため医者や産婆の支度をなせしなかったのか」と問われ、被告人も養女も曖昧な陳述をした。

警視庁の依頼を受けて死んだ嬰兒を鑑定した藤井医師は、嬰兒の死は異物による窒息死であると申し立て、裁判長が、「胎内で窒息した形跡如何」の質問を発すると「胎内で窒息したなら、空気の入る機会がない」と証言した。

ところが、2人目の医師証人である横瀬病院産婦人科部長幾石医師は、

「本件嬰兒は、軽度仮死状態で早期破水となり、臍帯が圧迫されて瓦斯交換ができなくなつて窒息した」と死因を説明した。驚いたのは、幾石証言の後に行われた論告で、永井検事が、「本件は遺憾であるけれども、殺意を持つてやったと言つてはあまりにも証拠が薄弱である」と無罪論告を行ったことである。赤尾藤吉郎弁護士は、この論告を「最も公平で、法律を守る人にしてかゝりたい」と感謝の意を表明した上で無罪弁論を行った。

陪審員の答申は「しかし」であり、裁判所は無罪を言い渡した。「被告人は、喜びの顔をあげ、

裁判長への御礼の言葉を述べ、陪審員一同に頭を下げて感激の涙に暮れた。夕闇は静かに降りた」と連載を結んでいる。連載中の同紙は、「満州事変以来赫々たる武勳を立てて凱旋した森連中将が東京駅で大歓迎を受けた」様子を大きく伝えている。

それにしてもなぜ、東京毎日新聞は、10か月も前の判決を大きく取り上げたのか。血盟団事件や5・15事件が起きたことに危機意識を抱いた同紙は、法の支配の大切さを読者に訴えようとしたと考えるのがち過ぎだろうか。

特に、黙秘を選択する場合、被疑者が心理的な抵抗を感じることも少なくないので、黙秘の理由や目的、メリットについて十分な説明をすることにも、連日接見による早期の信頼関係構築や心理的支援を図る必要がある。最初のうちは「取りあえず、明日私が接見に来るまでは黙秘しましょう」などと、短期的な目標として黙秘を指示するとい

自営業・フリーランスのみならずへ。

あなたにもプラスも。

掛金はぜんぶ所得控除になるから、税金がおトクに!

一生もらえる年金を上乗せできます!

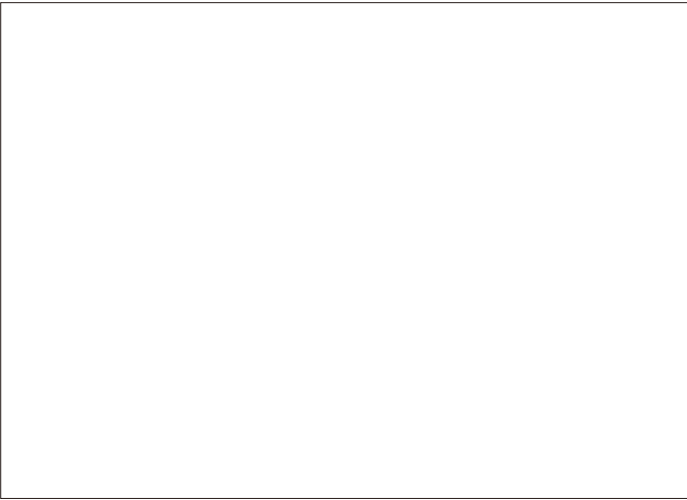
人生100年時代の「プラス年金」

日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。 ※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階 <http://www.bknk.or.jp/>



戦犯法廷の飛鳥田喜一弁護士(奥の長机の右から4人目)(米国立公文書館新館所蔵)

飛鳥田喜一弁護士が取り組んだ

6号事件 (前半)

会員 小沢 弘子

前号で紹介された飛鳥田一雄弁護士の父飛鳥田喜一弁護士は、6号事件を含め5件を担当した。福岡俘虜収容所第17分所(大牟田分所)の元所長が俘虜虐待等で裁かれた6号事件については、間部委員長による紹介がある(2016年4月号)。

公判は昭和21年1月29日から15日間にわたり、計28回開かれた。罪状項目が17(細目を合わせ33)と多いこともあろう

が、前号の31号事件(3日間)と異なり、時間をかけ審理が行われた。罪状項目1〜8は自らの残虐行為、9〜17は救恤品の横領、食糧・医療等の不備、病気の俘虜への労役強要等である。

終戦連絡横浜事務局の傍聴報告書には、審理の詳細な記録のほか、担当者の感想も記されている。「出廷した日本人少

「黙秘解除の必要性」が認められ、「黙秘解除の許容性」も肯定される場合、実際に黙秘を解除して供述することになるが、その場合には、黙秘解除の狙いとの関係で、適切な時期を選択する必要がある。例えば、不起訴処分を狙って黙秘を解除するのには、満期ぎりぎりまで検察官が決裁を取る暇がないというのでは遅すぎる。

「原則黙秘」とは言っても、手順を踏んだ上で黙秘を解除すべきと判断されるのであれば、早期の黙秘解除もあり得る。なお、黙秘を解除するに際しては、被疑者との間では、何を、どこまで供述するのかといったことについて、十分協議し、助言をしておく必要がある。

「原則黙秘」という言葉は、かつては弁護人自身が「黙秘は例外的戦術」と思い込みがちであったところ、取調べの可視化が広がるのに伴って様々な弁護実践が模索される中で、黙秘の有効性が改めて確認されたことから、発想の転換を促すためのキャッチフレーズとして使われるようになったものである。しかし、他方で、「原則黙秘」という言葉が一人歩きし、「何が何でも黙秘」とい

う意味に誤解され、「硬直的黙秘」とでも評すべき状況が生まれたりもしている。

「原則黙秘」は、結局発想の出発点をどこに置くかという問題であり、状況に応じて柔軟に対応することを忘れないようにする必要がある。

訂正とお詫び
第422号4面新入会員紹介上部の入会日付に誤りがありました。正しくは、「2023年1月31日に入会した」です。謹んで訂正とお詫びを申し上げます。

刑事弁護修習の
最前線
~20年目の司法修習~

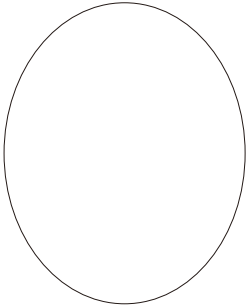
「刑弁問研」——原則黙秘

会員 妹尾 孝之

その4

常議員のみなさんの連載を読み返して

議長 島崎 友樹



もう直ぐ常議員会議長としての一年間が終わろうとしている(執筆時)。

昨年の五月号で、①議題について事前に十分検討していただくこと、②議場において活発に意見を

交わし決定すること、③その決定を事後的に会員間で十分に情報共有していただくこと、に気を配りたいと書いた。果たして、皆さんにお誓いしたことが達成できたのか。

まずは①について。「これまで無関心だった事柄でもお構いなしに、膨大な資料が提示されて『お前はどこまで考えているんだ』と課題を突きつけられる」「1回は発言しようと思う」とある。ありがたい。

②については、「机の配置が教室型からコの字型に戻って、顔と名前が一致するのは有難い」とある。「何度も繰り返される『支部会館、なにかありますか?』という議

長の問いかけ」を披露してくれた方もいる。議場の座席配置や支部とのTV会議中継の運用に気を配ったつもりの私からすると嬉しいコメントだ。

一方で、TV会議中継について「議場の熱量がうまく伝わらない」との指摘もあった。まだまだである。それでも、白熱の議場については、中堅からは「想像以上に活発な議論である」と、先輩からは「今の若手は物怖じせず意見を披露できるのが羨ましくもある」と評価された。「議論を聞き、検討をした上での渾身の1票だ」と言ってくれた方もいる。これらも素直に嬉しい。

さらに③はどうか。「閲覧のみで、会議が終わると回収される資料が多いな」と感じてしまう場面もありました」との指摘には反省させられる。それでも、常議員会速報は自慢したい。副議長の尽力の賜だ。

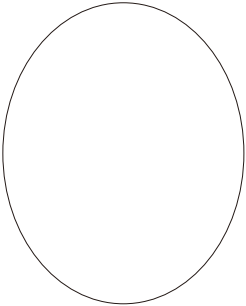
最後に、「反対意見こそ重要だと思っています。多数決をとるだけでなく、勇気をもってだされた反対意見を受けとめて議論できる場として機能するといいな」とのコメントや「速報の『賛成多数で可決』に反対票数や棄権票数も明記してはどうか」との提案には唸らされた。会長としての次の一年間に活かしたい。

みなさん。一年間ありがとうございました。熊澤副議長。お世話になりました。

常議員会正副議長 退任挨拶

退任のご挨拶

副議長 熊澤 美香



正な議事進行に努めること、予定議案の事前のお知らせ、事後の速報を作成することであった。

予定議案は、常議員会の1週間前

思いがけず副議長に選任いただいてから早1年。副議長の仕事は、議長を補佐し、円滑かつ公

までに通知されるが、当初はぼんやりとしていたため、予定議案のお知らせが遅れることもあつ

た。が、だんだんと、1か月に1回という感覚が染みついてきて、常議員会の間隔が離れたときには、何か忘れ物をしていくような気がするまでに進歩!

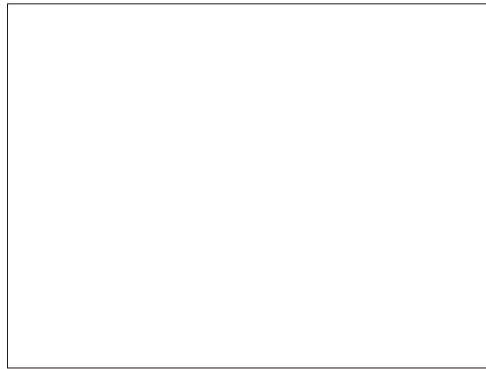
速報を作成するために、会議中に常議員の皆さまの発言を記録しておく必要があります。皆さまの顔ではなく、ひたすら

は、会議中に常議員の皆さまの発言を記録しておく必要があります。皆さまの顔ではなく、ひたすら

は、会議中に常議員の皆さまの発言を記録しておく必要があります。皆さまの顔ではなく、ひたすら

弁護士業務に関連する

メンタルヘルスについて学ぶ



講演をする福西医師

の場面にあっては、弁護士業務には医師やクリニックのカウンセラ

の場面にあっては、弁護士業務には医師やクリニックのカウンセラ

2月13日、当会会館においてオンラインを併用して、貧困問題対策本部主催のメンタルヘルス研修会「認知特性を踏まえたメンタルヘルス管理」が開催された。

講師には福西勇夫医師(真貴志会南青山アンティーク通りクリニック)をお招きした。福西医師は日弁連発行「弁護士の

ためのメンタルヘルスガイドダンスブック」の監修者であり、弁護士ならではのメンタルヘルスの問題にも詳しい方である。講演においては、ストレスに対して起きる身体的反応や、不安障害、発達障害などの心の病について概要の解説があった。また、弁護士業務との関連では当事者が発達障害である離

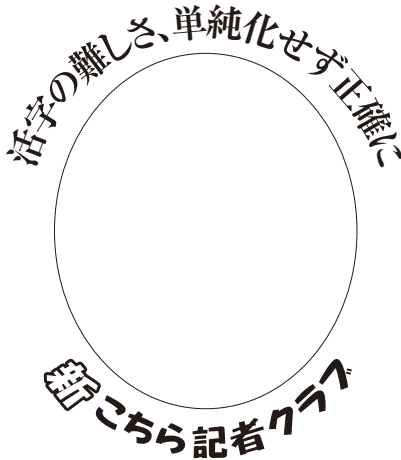
白黒つけられない感情や事象を、活字で正確に伝えるのは難しい。「できることなら戦う選択をしなかったが、反省していないと感じた。このままではハラスメントの根絶は不可能なんじゃないかと思った」。1月、陸上自衛隊での性暴力を実名で告発した元自衛官の五ノ井里奈さんが、加害者らに損害賠償を求めて提訴し、会見した。

マイクから伝わる言葉には、自衛隊への愛情や怒りが交錯しているように感じた。五ノ井さんは東日本大震災の際の救援活動を見て自衛官を志したという。「自衛隊への感謝は忘れないし、今でも好き」。

「被害者VS加害者」。この4年間、裁判や事件の取材を担当してきたが、そんな単純な構図ばかりではない。でも、読者にそう伝わってしまうことも少なくない。広く知ってもらうには短く、簡潔にまとめるなければならないからだ。経済状況や人間関係、病氣……。そこには当事者らの様々な事情が絡み合っているのに。

記事を書くとき、物事を単純化しすぎているだろうか。その50行は吟味し尽くされた言葉なのか。当事者の思いを背負っている以上、読者にちゃんと伝わる努力をしていきたい。

(朝日新聞横浜総局 大宮 慎次朗)



高岡執行部

無事任務完了いたしました

筆頭副会長 姜 文江

会長高岡俊之率いる今

期執行部は、誰一人とり

残さない社会を目指すた

め、弁護士会の基本的

な活動をしつかり行うこ

とが何より大切であるこ

とを意識して、丁寧に活

動した。高岡執行部のメ

ンバー紹介は昨年12月号

の「理事者室だより」を

参照していただくことと

して、この一年を振り返

模原支部合議制問題や横

濱家庭裁判所藤沢出張所

設立問題の進展、さらに

は複数の自治体における

犯罪被害者支援条例の制

定や協定締結など、その

後の活動にも大きな影響

を与えたと思う。同行し

ていただいた支部会員の

みなさまにも感謝したい。

会館内では、会員や職

員に関する問題が毎週の

ように理事者会の議題と

なり、弁護士会という組

織の執行部であることを

実感させられた。CKF

＋ITなど謎の隠語？も飛

び交い、最初は戸惑った

が、すぐに弁護士自治を

支える重要な役割を担っ

ている言葉であることが

わかり、就任直後から

様々な面でその重要性を

認識させられた。

なお、弁護士会は弁護

士自治を維持するために

会員に対する指導等を行

うことができるが、今期

執行部は、「非行に至ら

ずとも、弁護士としての

使命を果たす活動ができ

るのか」と不安の感じら

れた会員にも可能な限り

積極的に面談・電話する

などして支援した。強制

加入団体としての限界は

あるが、有能な会員が万

全の状況で弁護士活動が

できる環境を、会として

整えることはできないか

と模索した一年であった。

こんな感じで、今年度

前半は、初めての仕事と

いうだけでなく、想定外

の仕事も続き、無我夢中

で過ぎて行ったように思

う。

後半は、各委員会の活

動も活発になっていった

ほか（これは前からです

が）、公設事務所の在り

方や法制審における共同

親権についての当会の意

見とりまとめなど、意見

の異なる関連委員会や会

員がある問題についてど

のように対処するかとい

った判断を迫られる、ハ

ードな長い期間が続い

た。常議員会における質

問や意見も厳しくなり、

毎月議題を上程する際に

は、この内容でよいのか、

資料に漏れがないか、ど

のような意見が出される

かなど、緊張感が高まっ

ていった。

そんな重い議題を絶え

ず抱えつつ、徐々に弁護

士会館の外での行事や懇

親の機会も増え、前半と

は異なる忙しさとなっ

た。私にとつてはすべて

が初めてなので感慨とい

うものはなかったが、職

員や三室との懇親会、ま

た委員会によつては数年

ぶりという忘年会など、

長いコロナのトンネルを

抜けたかのような、再会

を喜び合う人たちの笑顔

を見る機会を一緒に過ご

すことができたのは気持

ち良かった。

そして年が明け、高岡

執行部の一年間の活動の

集約ともいえる臨時總會

も無事終わった。家族等

に関する会則等の改正を

行い、会内で事実婚や同

性婚のマイノリティカッ

プルを法律婚と同等に扱

うこととなった。また、

戦争を回避し、国際平和

を実現するための決議も

行った。この一点は特に、

すべての人が平和に生き

るために弁護士会が活動

するという高岡執行部の

初心を貫いたものであつ

た。

いま、何よりほつとし

ているのは、心身共に大

きな負傷をすることなく

執行部としてこの一年を

終えたことである。個人

的には本稿執筆時点でま

ったく終わった気分にな

れていないにもかかわら

ず、こんな原稿を書くこ

とができるほどに成長で

きたことをありがたく思

っている。

一年間、多くの会員、

市民のみなさまに支えら

れ、あたたかく見守られ

たことに感謝していま

す。ありがとうございま

した。

何でも揃っている「最

幸のまち川崎」。今回は

会員の皆様が横浜地裁川

崎支部にお越しいただい

た際に一人でも入れるオ

ススメの飲食店を紹介し

たい。

まずは皆さん大好きな

カレーから。川崎のカレ

ー屋さんで、まず一番に

名前が挙がるのが「ヒマ

ラヤ」である。種類豊富

な本格的インドカレーが

リーズナブルに食べられ

る。続いて、「しまや」。

スナックを間借りして営

業している一見入りにく

い雰囲気の極狭店だが、

最近行列店の仲間入りを

しており並んでいなかれ

ば迷わずに入ったほうが

よい。国産極上ロースカ

ツ&豚バラ煮込みカレー

のカツは、お客さんのほ

ぼ全員が注文する逸品。

さらにもう1店、「ステ

ーキハウス信州エルム」。

本来は夜に行きたい高級

極上肉のお店だが、ラン

チのみの提供となるカレ

ーは美味。

続いて、町中華。「松

の樹」、「三鶴」、「成喜

」の3店舗はどの店も川崎

の有名店で、外れなし。

裁判所と駅の間地点に

あって行きやすいのは

「松の樹」。古くから支

部の懇親会などでも利用

されているお店で何を食

べてもおいしいが、棒々鶏

土鍋麻婆豆腐、担々麺が

特にオススメ。辛いのが

苦手な方は、海鮮クリー

ム煮を是非。

また、川崎はラーメン

激戦区で行列ができる有

名チェーン店なども多い

が（地図をご参照）、川

崎発祥の「玉」系列店の

「三三三」（さんさんな

な）、「赤備」、「バラそ

ば屋」には是非行つて頂

きたい。他の麺類では、

パスタなら「モナリザ

ン」。蕎麦なら「たか」、

「ふじ」。うどんなら「麵

一滴」が有名。とんかつ

なら「とんQ」、「とんか

つ六」。牛タンなら「ハ

たん」（夜のみ営業）が

オススメ。

他にもご紹介したいお

店は沢山あるがスペース

の関係上この辺で。会員

の皆様には是非川崎での

お食事もお楽しみいただ

きたい。

（川崎支部会員

畑 裕士

編集後記

年度替わり、執行部の

バトンタッチの時期です

ね。

コロナ禍の種々の制約

から解放たれることも

に、この間に一気に普及

したオンライン会議の利

用により、新執行部を中

心とした当会の交流・議

論がより一層活発になる

ことを願っています。

デスク

記者

新倉 武

笠間 哲史

濱崎 亮

杉本 桃子

仲戸川優樹

井上 晴彦

ゆっくんと素敵な仲間たち

加入団体としての限界は

あるが、有能な会員が万

全の状況で弁護士活動が

できる環境を、会として

整えることはできないか

と模索した一年であった。

こんな感じで、今年度

前半は、初めての仕事と

いうだけでなく、想定外

の仕事も続き、無我夢中

で過ぎて行ったように思

う。

後半は、各委員会の活

動も活発になっていった

ほか（これは前からです

が）、公設事務所の在り

方や法制審における共同

親権についての当会の意

見とりまとめなど、意見

の異なる関連委員会や会

員がある問題についてど

のように対処するかとい

った判断を迫られる、ハ

ードな長い期間が続い

た。常議員会における質

問や意見も厳しくなり、

毎月議題を上程する際に

は、この内容でよいのか、

資料に漏れがないか、ど

のような意見が出される

かなど、緊張感が高まっ

ていった。

そんな重い議題を絶え

ず抱えつつ、徐々に弁護

士会館の外での行事や懇

親の機会も増え、前半と

は異なる忙しさとなっ

た。私にとつてはすべて

が初めてなので感慨とい

うものはなかったが、職

員や三室との懇親会、ま

た委員会によつては数年

ぶりという忘年会など、

長いコロナのトンネルを

抜けたかのような、再会

を喜び合う人たちの笑顔

を見る機会を一緒に過ご

すことができたのは気持

ち良かった。

そして年が明け、高岡

執行部の一年間の活動の

集約ともいえる臨時總會

も無事終わった。家族等

に関する会則等の改正を

行い、会内で事実婚や同

性婚のマイノリティカッ

プルを法律婚と同等に扱

うこととなった。また、

戦争を回避し、国際平和

を実現するための決議も

行った。この一点は特に、

すべての人が平和に生き

るために弁護士会が活動

するという高岡執行部の

初心を貫いたものであつ

た。

いま、何よりほつとし

ているのは、心身共に大

きな負傷をすることなく

執行部としてこの一年を

終えたことである。個人

的には本稿執筆時点でま

ったく終わった気分にな

れていないにもかかわら

ず、こんな原稿を書くこ

とができるほどに成長で

きたことをありがたく思

っている。

一年間、多くの会員、

市民のみなさまに支えら

れ、あたたかく見守られ

たことに感謝していま

す。ありがとうございま

した。

何でも揃っている「最

幸のまち川崎」。今回は

会員の皆様が横浜地裁川

崎支部にお越しいただい

た際に一人でも入れるオ

ススメの飲食店を紹介し